



市の人口 ●128,245人 (+705人)  
男65,400人 女62,845人  
市の世帯数 ●52,952世帯 (+684世帯)  
平成21年3月1日現在 ( )は前年同月との増減

- 固定資産税の評価替え(2面)
- みんなの健康(3面)
- 平成21年度当初予算(4・5面)
- ぎまインフォメーション(6・7面)
- 公共下水道区域が広がります(8面)



育てよう広げよう  
花と緑のあふれる座間へ

## 第28回 座間市緑化祭り

〇とこころ かにが沢公園  
〇とき 4月29日(水)



さわやかな新緑の季節を迎え、今年も「育てよう広げよう花と緑のあふれる座間へ」をテーマに緑化祭りが開催されます。この祭りは、市と緑化祭り推進協議会が協働で開催しているもので、市民の皆さんと緑あふれる明るく住み良いまちづくりを進めることを目指しています。ぜひ、ご家族おそろいで、かにが沢公園へお出掛けください。

担当 緑化祭り実行委員会事務局  
(公園緑政課内)

TEL 046(252)7221  
FAX 046(255)3550

### 催し物案内

#### 【自然観察会】

- 受付 本部前 午前10時10分～
- 出発 午前10時30分
- 内容 県立谷戸山公園周辺の散策(予定)

#### 【ポット苗販売】

- 二鉢100円(一人二鉢まで)
- ※ポット苗の売り上げは、緑地保全基金に募金します。

#### 【その他】

- 緑の相談室、山野草・さつきの展示、アレンジメント教室、植木市、飲食物販売、バザー、野菜市など

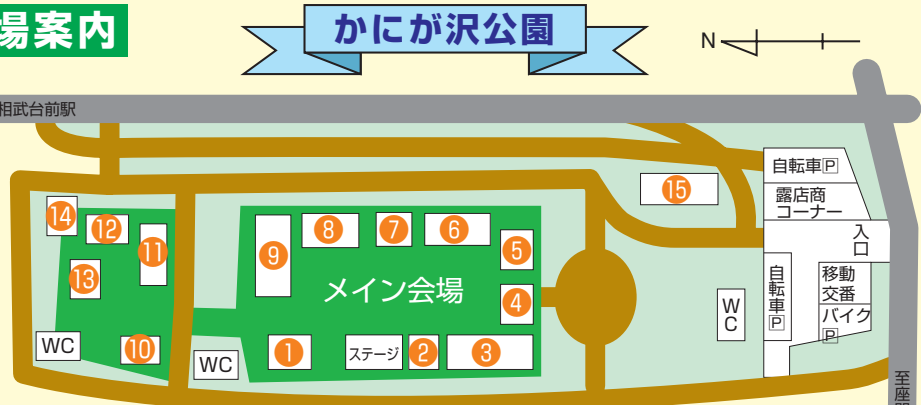
### 式典・メイン会場プログラム

時間	内容
9:30~10:00	開会式・植樹式
10:10~10:40	吹奏楽演奏(東中学校吹奏楽部)
10:45~11:15	一輪車パレード・マーチングバンド演奏(相武台・相模野一輪車クラブ、市少女マーチングバンド)
11:15~11:30	祭ばやし(芹沢はやし連)
11:30~12:00	メイポールダンス(ボーイスカウト・ガールスカウト座間連絡協議会)
12:00~12:10	ひまわりキャンペーンミニライブ(座間市商店会連合会)
12:10~12:40	レクリエーションダンス(あぜみち会)
12:40~12:55	祭ばやし(芹沢はやし連)
12:55~13:10	鳴子おどり(ひばり鳴子隊)
13:10~13:40	マジックショー(座間マジック同好会)
13:45~14:00	閉会式

※都合により時間や内容が変更になる場合があります。



### 会場案内



- ① 本部
- ② 菊販売・緑の相談室
- ③ 山野草
- ④ 手作り花器
- ⑤ さつき展示
- ⑥ 植木市
- ⑦ アレンジメント教室
- ⑧ ポット苗販売
- ⑨ 飲食物販売
- ⑩ スカウト展
- ⑪ バザー
- ⑫ 野菜市
- ⑬ ひまわり市
- ⑭ 座間青年会議所コーナー
- ⑮ 環境PRコーナー

# 平成21年度 固定資産の評価替え

## 〜評価替えと税負担のあらまし〜

固定資産税は、一月一日現在で土地、家屋、償却資産を所有している方が、市町村に納めていただく税金です。平成二十一年度は、これらの固定資産のうち土地と家屋について、三年ごとに評価を見直しする評価替えの年度に当たります。ここでは、土地と家屋の評価替えと、税負担の調整措置についてお知らせします。

担当 固定資産税課  
☎046(2552)8043  
☎046(2555)3550

### 土地の評価替え

平成二十一年度の土地(宅地)の評価替えでは、二十年一月一日を価格調査基準日として、地価公示価格の七割をめぐり、評価額の基礎となる路線価などを見直し、評価の均衡化と適正化を図りました。

十八年度の評価替え以降、全国の都市圏では地価の上昇傾向が続き、価格調査基準日時点の地価公示価格は、前年に引き続き上昇しました。また、市内の地価も同様に上昇傾向でした。このことに基づき、今回は、地価の上昇を評価額に反映させた見直しとなっています。

### 土地の固定資産税の負担の調整措置

十八年度の評価替えに伴い、宅地などに係る固定資産税の負担の調整措置について、納税者に分かりやすい制度に見直しが図られました。今回の評価替えでも、この調整措置は継続されます。

また、市街化区域農地など、宅地の価格を基準として評価する土地についても、基準となる土地の評価の見直しに伴い、同様に評価が見直されています。

### 市街化調整区域内の雑種地の評価

二十一年度の評価替えから、市街化調整区域内で駐車場や資材置場などに利用している雑種地の評価方法を、標準宅地の価格に準じた評価に変更します。このため、二十年一月一日時点で、同区域内の標準宅地と、駐車場や資材置場などに利用している雑種地について不動産鑑定による評価を実施しました。この結果に基づき、評価額の算出式を定めました(左記「市街化調整区域内の雑種地の評価額の算出式」参照)。

### 家屋の評価替え

家屋については、平成十八基準から三年間の建築物の動向や工法の変化を反映して、再建築費点基準表が改正されました。新築家屋は新基準表により評価しますが、在来分家屋(既に評価されている家屋)の評価額は、評価替えの対象となつた家屋と同一の物を、評価替えの年度に新築するとした場合の建築費(再建築価格)を算出し、家屋の経過年数による減点補正などを行い評価します。

その結果、二十年度の評価額を下回る場合は、下回った価格が二十一年度の評価額となり、二十年度の評価額を超える場合は、二十年度の評価額に据え置かれます。

## 固定資産税の算出方法

### 1 土地の固定資産税・都市計画税

平成18年度の税制改正によって、より一層の促進が図られた土地の固定資産税の調整措置が、21年度も引き続き継続されます。このことにより、税負担の公平化を図るため、負担水準の高い土地は引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地は税負担を上昇させる調整措置がとられます。

負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。下記「負担水準の算出式」により負担水準を求め、これを「表B」に当てはめて課税標準額を算出し、下記「税額の算出式」のとおり、税率を乗じて税額を算出します。

固定資産税と都市計画税は、税率と特例率が異なりますが、課税標準額の算定は同じです。

#### 税額の算出式

$$\begin{aligned} \text{固定資産税の税額} &= \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} \\ \text{都市計画税の税額} &= \text{課税標準額} \times \text{税率 (0.2\%)} \end{aligned}$$

#### 負担水準の算出式

●固定資産税の「負担水準」

$$= \left( \frac{\text{平成20年度課税標準額}}{\text{平成21年度評価額 (} \times \text{特例率 (1/6 または 1/3))} \right) \times 100 (\%)$$

(表A)

●都市計画税の「負担水準」

$$= \left( \frac{\text{平成20年度課税標準額}}{\text{平成21年度評価額 (} \times \text{特例率 (1/3 または 2/3))} \right) \times 100 (\%)$$

(表A)

#### 課税標準額の特例措置

住宅用地、市街化区域農地については、税負担を特に軽減する必要から、課税標準額の特例措置が適用されます。

#### <特例率> (表A)

区分	小規模住宅用地 (住宅1戸について 200㎡以下の土地)	一般住宅用地(住宅1戸について 200㎡を超える部分の 土地)と市街化区域農地
固定資産税	1/6	1/3
都市計画税	1/3	2/3

#### <宅地等の課税標準額> (表B)

負担水準	平成21年度課税標準額
住宅用地等(注1) ※表Aの特例率を適用	21年度評価額 × 「特例率」
商業地等の宅地など(注2) ※特例率の適用なし	21年度評価額の70%
100%以上	21年度評価額 × 「特例率」
80%以上 100%未満	20年度の課税標準額 (据え置き)
70%超	21年度評価額の70%
60%以上 70%以下	20年度課税標準額 + (21年度評価額 × 「特例率」) × 5% ※上記の額が21年度評価額に「特例率」を乗じて得た額の80%を上回る場合は80%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額となります。
80%未満	20年度課税標準額 + 21年度評価額 × 5% ※上記の額が21年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額となります。
60%未満	20年度課税標準額 + 21年度評価額 × 5% ※上記の額が21年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額となります。

注1 「住宅用地等」とは、「住宅用地(小規模住宅用地、一般住宅用地)」と「市街化区域農地(生産緑地地区内の農地、介在農地を除く)」のことです。

注2 「商業地等の宅地など」とは、「市街化区域内の住宅用地以外の宅地(店舗・工場用地など)、介在農地、山林、原野、雑種地など」と「市街化調整区域内の住宅用地以外の宅地、利用雑種地(駐車場など)」のことです。

#### 市街化調整区域内の雑種地の評価額の算出式

$$\text{評価額} = (\text{標準宅地の価格} \times \text{比準割合 (30\%)} - \text{造成費}) \times \text{地積}$$

※造成費とは、農地などから宅地へ転用する場合の、通常の必要経費のことです。

### 2 家屋の固定資産税・都市計画税

家屋の場合は、評価額が課税標準額となります。税率は土地と同じで、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.2%です。

## 質問に答えて

- Q 年の途中で土地や家屋を売買して所有者が変わった場合、納税通知書は誰に送られるのですか。
- A 税を納めていただく方は、1月1日(賦課期日)現在の所有者です。従って、1月2日以降に所有者が変わっても、納税通知書は1月1日の所有者に送付されます。
- Q 評価額が変わっていない場合でも土地の税額が上がるのはなぜですか。
- A 土地の税額を算出するための課税標準額は、原則として評価額と同額です。しかし、土地の評価額が地価公示価格のおおむね7割とすることとなった平成6年度の評価替え時に評価額が大きく上昇しました。そのため、税負担の急増を避けるのに、課税標準額を段階的に評価額に近づけていく措置がとられました。このことにより、評価額が変わっていない場合でも、課税標準額が評価額に達していない土地については、税額が上がる場合があります。
- Q 地価が下落しているのに、今年度(平成21年度)の固定資産税の土地の価格(評価額)が前年度より横ばいまたは上昇しているのはなぜですか。
- A 今年度は、3年に一度の評価替えの年度に当たりますが、3年前の18年度の評価替え以降、全国の都市圏では、「ミニバブル」といわれるほどの地価の上昇傾向が続き、市内でも地価は、これまでの下落傾向から上昇に転じました。今年度の土地の評価替えは、価格調査基準日が平成20年1月1日のため、市内の全域で地価が横ばいで推移または上昇した中での評価となりました。このため、土地の価格は、前年度より高くなっている場合があります。
- 価格調査基準日以降、地価は下落傾向となっています。そのため土地の価格は、評価替え年度の価格から3年間据え置くことが原則ですが、このまま地価の下落が続き、価格を据え置くことが適当ではないときは、次年度以降、土地の価格の下落修正をします。
- Q 最近建てた家屋の税額が急に上がったのはなぜですか。
- A 一般の新築住宅については、新たに課税される年度から3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅などは5年間)、固定資産税額の2分の1に相当する額が減額されます。その減額期間が経過した場合には本来の税額になり、税額が上がるようになります。



# みんなの健康



担当 保健医療課 保健係 ☎046 (252) 7225 予防医療係 ☎046 (252) 7213 FAX 046 (252) 7043

## ポリオ投与

予

対象	と き	
	1日～15日生まれ	16日～末日生まれ
2・7月生まれ	4月16日(木)	
6月生まれ	4月15日(水)	4月20日(月)
12月生まれ	4月22日(水)	4月23日(木)
8月生まれ	4月24日(金)	4月27日(月)
9月生まれ	4月28日(火)	4月30日(木)

▽受付時間=午後1時15分～2時15分(時間厳守)▽ところ=市民健康センター▽対象=3カ月～7歳6カ月未満(なるべく1歳6カ月までに)

## BCG接種

予

▽とき=4月17日(金)、5月1日(金)いずれも午後1時15分～2時15分受け付け(時間厳守)▽ところ=市民健康センター▽対象=平成21年1月生まれ(対象者には個人通知します)と対象月に受けられなかった6カ月未満児



## なかよしベビークラス

保

▽とき=4月30日(木)午前10時～11時30分▽ところ=市民健康センター▽内容=新しい友達をつくりたい保護者のための教室。赤ちゃんと一緒に遊ぶ▽対象=3カ月～4カ月児と保護者▽定員=30人(申込順)▽持ち物=母子健康手帳、バスタオル▽申込方法=電話で担当へ



## 健康相談

保

▽とき=4月20日(月)午前9時30分～10時30分受け付け▽ところ=市民健康センター▽内容=身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談▽持ち物=健康手帳▽申込方法=直接会場へ

## 個別健康相談

保

▽とき=随時▽ところ=市役所1階保健医療課▽内容=食事療法や健康全般についての栄養士・保健師による相談▽持ち物=健康手帳(お持ちでない方には当日発行)▽申込方法=電話で担当へ

## 救急診療

※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違えないように!

予

### ◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046 (252) 9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
歯科	☎046 (252) 8217		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
耳鼻咽喉科	☎042 (756) 9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	消防テレホンサービス ☎046 (251) 0119	☎046 (251) 0119 でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046 (255) 9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分

### ◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046 (252) 9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分
外科	消防テレホンサービス ☎046 (251) 0119	☎046 (251) 0119 でご確認ください。	午後6時～10時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046 (255) 9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分

### ◆深夜

診療科目	診療場所	診療時間
内科・外科	消防テレホンサービス ☎046 (251) 0119	☎046 (251) 0119 でご確認ください。
小児科(外科系を除く)	小児救急情報センター ☎046 (255) 9933	☎046 (255) 9933 でご確認ください。

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046 (251) 5263

※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。

※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。

## 各種がん検診・成人歯科健康診査・肝炎ウイルス検診の通知・申し込みはがきが届きます



4月1日現在、市内在住の20歳以上の女性と40歳以上の男性に「各種がん検診・成人歯科健康診査・肝炎ウイルス検診のお知らせはがき」を送付します(5月初旬ごろ発送予定)。受診希望者はお申し込みください。実施期間と対象者、受診料は右表のとおりです。その他詳細は、「保健衛生のお知らせ」や通知はがき、市ホームページをご覧ください。

### 肺がん・前立腺がん検診

- 申込方法 届いたはがきの中央部分の申し込み用はがきに必要事項を記入し、50円切手を張って9月30日(水)までに返送
- 受診方法 各診査書類と市指定医療機関の一覧を6月初旬から順次送付しますので、指定医療機関に受診日時を予約し、あらかじめ診査書類に

必要事項を記入し持参

### 成人歯科健康診査

歯の健康を守り、いつまでも快適な生活を送っていただくため、成人歯科健康診査を実施しています。○受診方法 届いたはがきのあて名の裏面が受診券になりますので、市指定医療機関に直接予約の上、受診券を持参  
※市指定医療機関については、本紙6月1日号また

は「保健衛生のお知らせ」、市ホームページでご確認ください。

### 胃・大腸・子宮・乳がん集団検診

がん集団検診については、本紙4月1日号に掲載しましたのでご覧ください。また、「保健衛生のお知らせ」や市ホームページでもご覧いただけます。

担当 保健医療課 ☎046(252)7225 FAX 046(252)7043

区分	実施期間	対象者(4月1日現在)	受診料
肺がん検診		40歳以上の方	1,000円
		50歳以上の男性	1,000円
前立腺がん検診		20歳以上の女性	1,700円(頸部)
			2,500円(頸部・体部)
子宮がん検診(施設)	6月下旬～12月28日(月)	40歳の方、未受診の受診希望者	1,000円
肝炎ウイルス検診		30歳以上の女性	700円
乳がん検診(施設)	6月下旬～平成22年2月	40歳～70歳の方	500円
成人歯科健康診査	6月1日(月)～12月28日(月)		

## 介護報酬の改定に伴い 一部の介護サービスの利用者負担額を変更



4月から、介護保険が適用される介護サービスの一部について、介護報酬(介護サービスを提供した事業所・施設に支払われる報酬)1単位当たりの単価が見直されました(表1参照)。

このことに伴い、利用者負担額が変更されます(表2参照)。現在利用しているサービスの内容が、3月以前と変わりがなくても、負担額が増える場合がありますので、ご注意ください。

詳しいサービスの種類や利用者負担額などの確認は、担当、介護支援専門員(ケアマネジャー)、または介護サービスを提供する事業所や施設にお問い合わせください。

担当 長寿介護課 ☎046(252)7719 FAX 046(252)8238

表1 介護報酬1単位当たりの単価の見直し

国が指定する地域区分「乙地(座間市を含む)」の場合です。

3月以前		4月以降	
介護サービスの種類(介護予防サービスを含む)	介護報酬1単位当たりの単価	介護サービスの種類(介護予防サービスを含む)	介護報酬1単位当たりの単価
訪問介護・訪問入浴介護・夜間対応型訪問介護・居宅介護支援・通所介護など(全10種類)	10.18円	訪問介護・訪問入浴介護・夜間対応型訪問介護・居宅介護支援	10.35円
訪問看護・訪問リハビリテーションなど(全9種類)	10.12円	訪問看護・訪問リハビリテーションなど(全5種類)	10.28円
		通所介護など(全10種類)	10.23円

表2 利用者負担額の変更例(月額)

訪問介護(1回につき30分未満で、食事の介助とおむつ交換を月に4回)の場合です。

3月以前	4月以降
介護報酬額9,406円(利用者負担額は941円) ※介護報酬1単位当たりの単価は10.18円です。	介護報酬額10,515円(利用者負担額は1,052円) ※介護報酬1単位当たりの単価は10.35円です。

利用者負担は111円の増額

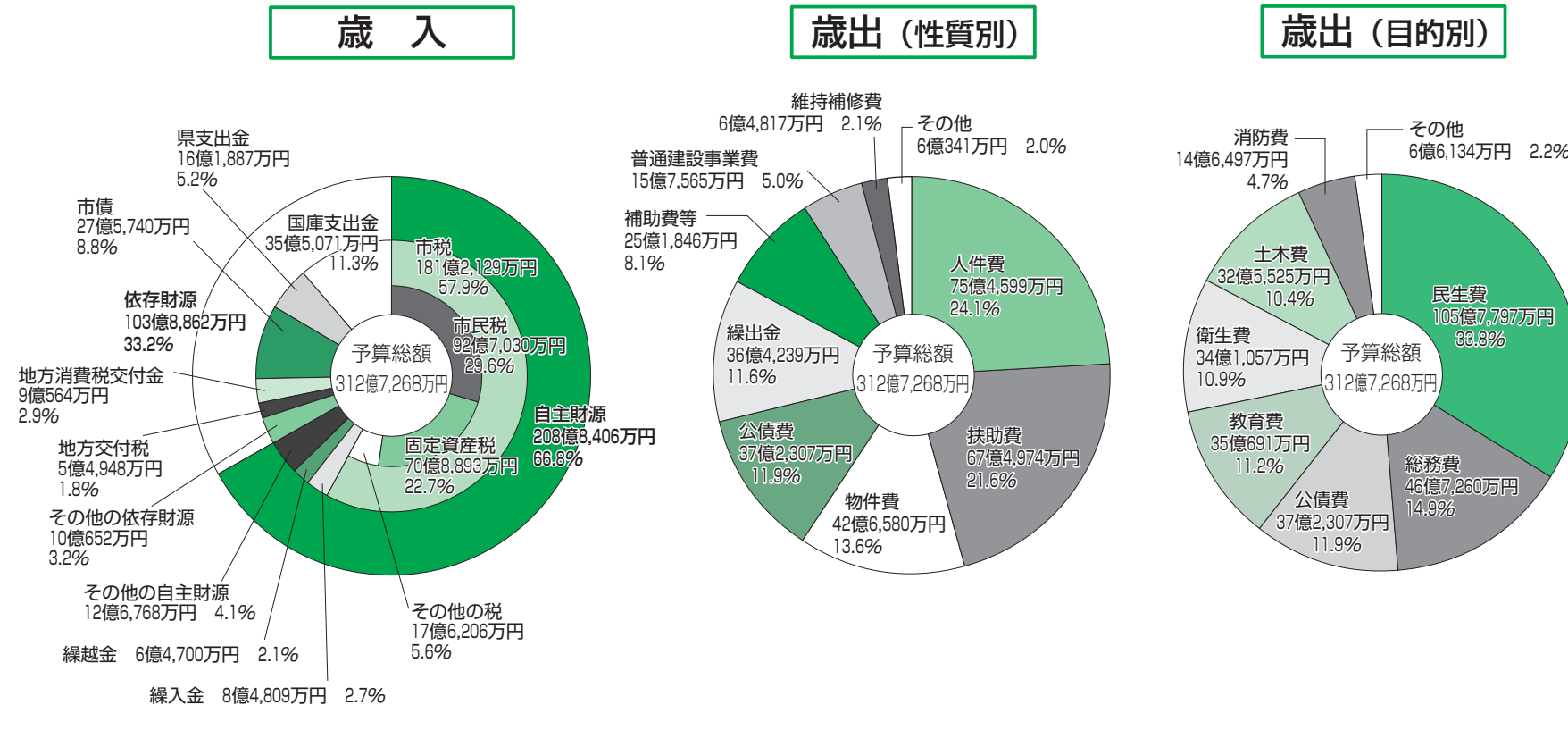
●用語解説

歳入
市税 市民税や固定資産税など市に納められた税金
繰入金 積み立てられた資金などから引き出したお金
繰越金 前年度から繰り越したお金
国庫支出金 国から交付される補助金や負担金など
県支出金 県から交付される補助金や負担金など
市債 公共施設の整備などをするとき借りる市の借金
地方消費税交付金 県に納められた地方消費税の2分の1に相当する額を、市町村の人口および従業員数で案分して、各市町村に交付されるお金
地方交付税 国税として納められた後、地方公共団体の財政需要により配分される税金

歳出
人件費 市職員給与、市議会議員報酬などの経費
扶助費 児童手当、医療扶助などに支出される経費
物件費 臨時職員賃金、業務委託料などの経費
公債費 市の借金の元金と利子を支払うための経費
繰出金 一般会計と特別会計の間で、相互に支出される経費
補助費等 委託料、負担金、補助金、交付金などの経費
普通建設事業費 道路の整備や公共施設建設のための経費
維持補修費 公共用施設などの効用を保全するための経費
民生費 高齢者や障害者への生活支援、保育所の運営など福祉のための経費
総務費 住民登録、選挙、交通安全対策、環境対策などの経費
公債費 市の借金の元金と利子を支払うための経費
土木費 道路、河川、公園などの整備のための経費
衛生費 ごみ処理や市民の健康維持、増進などに必要な事業のための経費
教育費 小・中学校での教育、生涯学習などの経費
消防費 消防、救急活動、防災など市民の安全を守るための経費

自主財源 市が自主的に収入できる財源
依存財源 国・県の意思により定められた額が交付される交付金、補助金などの財源

一般会計項目別内訳



平成21年度当初予算の総額は 575億7千万円
効率的で効果的な財政運営を目指します

市民一人当たりの予算の使い道
費用金額
民生費 8万3,352円
総務費 3万6,819円
公債費 2万9,337円
教育費 2万7,633円
衛生費 2万6,874円
土木費 2万5,650円
消防費 1万1,544円
議会費 2,240円
労働費 906円
農林水産業費 871円
商工費 819円
その他 375円
合計 24万6,420円

表1 平成21年度会計別予算
区分 平成21年度(千円) 増減(千円) 増減率(%)
一般会計 31,272,675 685,486 2.2
国民健康保険事業 12,539,384 129,332 1.0
老人保健 16,201 △496,521 △96.8
公共下水道事業(借換債を除く) 5,004,998 520,296 11.6
介護保険事業 4,821,538 454,229 10.4
後期高齢者事業 824,152 54,703 7.1
小計 23,206,273 662,039 2.9
(借換債を除く) (21,888,673) (147,039) (0.7)
水道事業会計 3,098,930 243,111 8.5
合計 57,577,878 1,590,666 2.8
(借換債を除く) (56,260,278) (1,075,666) (1.9)



八つの重点目標と施策

市では、今年度を「まちづくり」の新たな出発点と位置付け、本市の将来像である「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」の実現に向けた「八つの目標」を掲げ、秩序ある都市形成や市民サービスの向上などを進めていきます。

- 1 安全・安心が漂い、やすらぎのあるまち
地域防災の充実と自然災害時の情報伝達手段の強化をするとともに、自主防災組織、消防団、警察などと連携を深めて、安全・安心な地域社会の実現を目指します。
○防災対策の推進 5,500万円
充実 災害対策経費 (462万円)
防災ラジオを市内公共施設などに配置して、災害対策の充実を図ります。
○消防対策の推進 2億2,300万円
充実 消防水立整備事業費 (1,488万円)
耐震性貯水槽(1基)を小松原2丁目新開公園内に設置します。
○防犯体制の充実 3,500万円
○交通安全対策の推進 7,100万円
○安全な消費生活の推進 500万円

- 2 緑・環境を大切に、快適でうるおいのあるまち
貴重な地下水と湧水の保全、そして、起伏に富み良好な景観の保全と景観形成の促進および緑の保全に努めるほか、地球に優しい環境負荷の低減を進めます。
○公園・広場の充実 3億2,300万円
継続 緑化重点地区整備事業費 (1億201万円)
相模が丘4丁目公園(仮称)の整備を実施します。
○下水道・河川の整備 15億5,500万円
○地域環境の充実 1億6,400万円
新規 桜並木維持管理事業費 (1,842万円)
市内相模が丘・東原などの桜並木の剪定や伐

- 3 保健・医療・福祉施策を充実し、安心ぬくもりのあるまち
保健・医療・福祉施策の充実と努めるとともに、少子化対策、子育て支援についても積極的に事業を推進し、だれもが安心して健康に暮らせる「まち」の実現を目指します。
○健康づくりの推進 2億2,000万円
○保健衛生の充実 2億2,500万円
充実 がん検診事業費 (5,310万円)
【乳がん視触診検診】30歳から39歳までが対象であったものを、30歳以上を対象に実施します。
【子宮がん検診】20歳以上を対象に隔年で実施していたものを、毎年実施します。

- 再編交付金を活用
再編交付金とは、在日米軍の再編を円滑に進めることを目的とする交付金制度です。市域にキャンプ座間がある本市には、平成20年度分として6,412万3千円が交付されることになりました。
市は、この交付金を乳がん・子宮がん検診の対象を拡充するほか、大腸がん・胃がん検診なども含めたがん検診事業全体に活用して市民の皆さんの健康増進に役立てることにしました。また、この交付金は、今後9年間にわたって交付されるので、市民の皆さんの安全安心な生活環境の整備、教育福祉の充実、市民生活の向上といった目的にも、活用の範囲を拡大していく予定です。

- 4 住んで良かったとよこびを感じるのことができるまち
安全で快適性のある都市基盤整備による都市空間の創出と、利便性あふれる交通体系の推進に努めるとともに、貴重な地下水を主水源とする水道事業の円滑な運営を進めます。
○市街地の形成 11億8,100万円
○児童・母子等福祉の充実 28億5,700万円
充実 妊婦健康診査事業費 (6,245万円)
妊婦検診を5回から14回へ拡充します。
○低所得者福祉の充実 23億4,300万円
新規 学校給食運営管理事業費 (152万円)
現在のアルマイト食器からPEN樹脂製食器へ3年計画で変更します(今年度は5校)。
○教育活動の充実 3億900万円
充実 学校管理経費 (4,504万円)
少人数指導教諭非常勤職員を14人に増員します。
○障害児教育の充実 2,700万円
○生涯学習の推進 1億4,100万円
○青少年の育成 6,500万円
○スポーツ・レクリエーションの振興 3億1,900万円
新規 市民体育館大規模修繕事業費 (620万円)
市民体育館大体育室の床改修修繕を実施します。
○市民文化の向上 2億9,200万円

- 5 豊かな人間性を育む教育活動と環境整備の推進及びスポーツ文化の振興
心豊かな子どもたちを育む学校教育、市民が日常生活の中で学べる生涯学習の充実、スポーツレクリエーション活動やこれまで伝承されてきた芸術文化の推進を目指します。
○教育環境の整備 15億200万円
新規 学校給食運営管理事業費 (152万円)
現在のアルマイト食器からPEN樹脂製食器へ3年計画で変更します(今年度は5校)。
○教育活動の充実 3億900万円
充実 学校管理経費 (4,504万円)
少人数指導教諭非常勤職員を14人に増員します。
○障害児教育の充実 2,700万円
○生涯学習の推進 1億4,100万円
○青少年の育成 6,500万円
○スポーツ・レクリエーションの振興 3億1,900万円
新規 市民体育館大規模修繕事業費 (620万円)
市民体育館大体育室の床改修修繕を実施します。
○市民文化の向上 2億9,200万円

- 6 農・工・商の振興と連携強化及び観光振興と雇用の創出
商工業や都市農業の振興を図るとともに、後継者育成や事業者の活動拠点づくりの支援、勤労者の生活安定などに取り組み、生産環境と居住環境が調和した活力ある「まち」を目指します。
○都市農業の振興 4,800万円
充実 農業用水路等整備事業費 (1,050万円)
平成21年度から平成23年度の3カ年で、市道

- 7 市民と協働のまちづくり及びコミュニティの強化推進
地方分権型社会の一層の推進が求められる中、市民への積極的な情報開示や分かりやすい情報の提供を行い、市民との協働による公共サービスの提供やまちづくりを進めます。
○コミュニティ活動の推進 3億6,900万円
継続 栗原コミュニティセンター建設事業費 (2億3,984万円)
11月に開館を予定する(仮称)栗原コミュニティセンターの建設工事を進めます。
○市民参加の推進 5,100万円
新規 市議会中継施設整備事業費 (221万円)
本会議の中継および録画を、インターネットで配信するシステムを導入します。
○交流活動の推進 700万円

- 8 基地への取り組みの実現
市是である基地の整理・縮小・返還を基本姿勢として、国の責任ある対応を強く求め、基地返還促進等市民連絡協議会と連携し、力強くその着実な具現化を求める取り組みを進めます。
○基地対策の推進 300万円
継続 基地航空機騒音測定事業費 (129万円)
航空機騒音オンライン装置で騒音を測定します。

一般会計予算は 三百十二億七千万円に
市の平成二十一年度当初予算が、三月の市議会定例会で可決されました。一般会計の予算額は、三百十二億七千二百六十七万五千円。これに五つの特別会計と水道事業会計の予算を加えた市の予算総額は、五百七十五億七千七百八十七万八千円、前年度に比べて二・八パーセント(十五億九千六十六万六千円)の増となり(表1参照)。
今年度の予算の決定に当たり、歳入の見通しとして、歳入の根幹である市税収入のうち、個人市民税については、納税義務者数の増により増収が見込まれるもの、法人市民税については、企業収益の悪化により、減収が見込まれます。また、国からの地方交付税については、特別枠として生活防衛のための緊急対策費などの増額確保がなされ、平成二十一年度借換債は、公共下水道会計の1,317,600千円です。
入・歳出の見通しは
このほか、繰入金の有効活用や、一般債や臨時財政対策債並びに退職手当債の利用によって、歳入全体では、前年よりも若干の増額となる予定です。
一方、歳出の見通しとして、加速する少子高齢化などによる社会保障費の増加や、社会保険関係などの自然増による義務経費の増加が続いていることなどから、今年度は前年度以上に所要の財政措置を講ずることが求められるので、今年度も引き続き厳しい状況になると予測されます。
八つの重点目標に向けた市政運営を
今年度の予算編成に際しては、歳入と歳出両面の全般にわたって全庁あげてポトムアップによる抜本的な見直しと的確な事業立案による予算配分を行いました。また、財源の効率的・効果的な重点配分に努め、債務解消を図りつつも必要な事業については果敢に措置を





【座間市のお知らせ】No.831

平成21年(2009年) **4.15**

◆平成21年(2009年) 4月15日発行  
 ◆座間市秘書室情報推進課編集  
 〒228-8566  
 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550  
 URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>  
 ☎ : <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

5月4日、5日は大風まつり

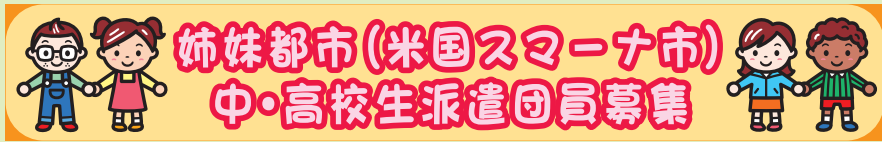
市の伝統行事、大風まつりが今年も5月4日(月)5日(火)に開催します。

製作中の大風は、100畳敷き(13メートル四方)で、重さ約1トンの迫力ある大きさです。なお、今年の大風文字は「輝郷」です。

会場周辺には駐車場がないため、車での来場はご遠慮ください。当日は無料のシャトルバスを座間駅と市役所から運行する予定です。

なお、4日が雨天の場合は5日のみ、5日が雨天の場合は4日のみ開催し、両日も雨天の場合は中止になります。

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550



市では市国際交流協会に委託して、本市の姉妹都市である米国スマーナ市への中学・高校生の派遣団員を募集します。これは、スマーナ市との友好を促進して相互理解を深めるとともに、派遣する団員がホームステイを通して国際的な視野を養うことを目的にしています。スマーナ市では、同年代の青少年がいる家庭にホームステイをして、学校体験や市民との交流、各種施設訪問などをします。多くの皆さんの応募をお待ちしています。

○派遣時期 8月3日(月)～16日(日)

○派遣先 米国テネシー州スマーナ市

○活動内容 ホームステイによる異文化体験など

○対象 中学・高校生

○定員 20人

○応募資格 市内に在住し、次のすべてに該当する健康な方①国際交流に興味があり、積極的に行動ができる②本市の代表としての自覚を持ち、協調性に富み、計画に従って規律ある団体行動および生活ができる③保護者の同意がある④過去に本事業で姉妹都市へ渡航したことがない⑤研修を含めた日程に参加可能

○費用 12万円

※パスポート申請、保険およびその他の個人的な費用は自己負担。

○応募方法 担当または市国際交流協会事務局にある申込書に必要事項を記入し、4月15日(水)から5月15日(金)までに直接または郵送で〒228-0027座間市座間2-2887-2 商工会館内座間市国際交流協会事務局へ提出(郵送の場合は締切日消印有効)

○選考方法 第一次選考=5月31日(日)、第二次選考=6月7日(日)

○申込・問い合わせ先 座間市国際交流協会事務局(月・水・金 午前9時から午後4時) ☎046(251)9000

担当 渉外課 ☎046(252)8035 ☎046(252)0220

「座間市市勢ガイド」お詫びと訂正

3月下旬から自治会を通じて配布中の「座間市市勢ガイド」について、「さがみ野二丁目」が表記されるべき場所に「さがみ野三丁目」が重複して表記されていました。正しくは、右図赤枠内のとおりです。お詫びして訂正します。



担当 情報推進課 ☎046(252)8321 ☎046(252)0220

緑ヶ丘三丁目の一部、広野

公共下水道区域が広がります

市は、皆さんが清潔で快適な生活を送れるように、公共下水道の整備を進めています。公共下水道は、河川などの水質を保全し、周辺環境の改善に大きな役割を果たしています。しかし、この公共下水道の機能を十分に生かすためには、下水道の接続が欠かせません。

公共下水道で快適な環境を

公共下水道区域が広がります  
 ～早期接続で快適な生活を～

新たな供用開始区域は、

施設建設には多額の費用が掛かります

台一丁目の一部、ひばりが丘二丁目の一部、相武台四丁目の一部です。これにより市内の整備面積は、合計一一九二・九六ヘクタールになり、事業認可面積一六・一三ヘクタールに対する整備率は、九四・五九パーセントになりました。詳細は、担当にお問い合わせください。また、供用開始区域の方々には、資料を配布する予定です。

台一丁目の一部、ひばりが丘二丁目の一部、相武台四丁目の一部です。これにより市内の整備面積は、合計一一九二・九六ヘクタールになり、事業認可面積一六・一三ヘクタールに対する整備率は、九四・五九パーセントになりました。

表1 管渠建設費の推移

昭和47年～平成18年度	538億1403万2000円
平成19年度	8億1771万1000円
平成20年度(見込額)	8億7449万9000円
合計	555億0624万2000円
平成21年度(予算額)	8億5310万4000円

参考 市内人口(3月1日現在) 128,245人

(市民一人当たり約四十三万円)という多額の費用を投じています(表1参照)。多額の費用を掛けた施設を有効に利用するには、市民の皆さんに接続していただくことが必要です。

公共下水道が利用できるようになった区域の方は、公共下水道に流し込むための排水設備工事、くみ取り便所は三年以内に、浄化槽の場合には遅滞なくしな

工事は必ず指定工事店で

下水道法では、公共下水道の供用が開始された場合は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならぬと定めています。また、接続は生活環境の向上や河川などの水をよみがえらせることにも役立ちます。未接続世帯は一日も早く接続してください。

接続は市民の義務

下水道法では、公共下水道の供用が開始された場合は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならぬと定めています。また、接続は生活環境の向上や河川などの水をよみがえらせることにも役立ちます。未接続世帯は一日も早く接続してください。

市では、公共下水道への接続の促進や水洗便所の普及のため、助成制度と融資制度を設けています。対象はいずれも公共下水道が利用できるようになった日から三年以内に工事する方です。助成・融資額は次のとおりで、取り扱い金融機関は表2のとおりです。

助成・融資制度

市では、公共下水道への接続の促進や水洗便所の普及のため、助成制度と融資制度を設けています。対象はいずれも公共下水道が利用できるようになった日から三年以内に工事する方です。助成・融資額は次のとおりで、取り扱い金融機関は表2のとおりです。

ご利用ください

ければならないと下水道法で定められています。この工事は自費施工で、市指定の工事店でない施工できません。ご注意ください。

表2 助成・融資制度取扱金融機関

金融機関名	電話
さがみ農業協同組合座間支店	☎046(251)0033
さがみ農業協同組合栗原支店	☎046(253)1733
城南信用金庫相武台支店	☎046(255)1241
中央労働金庫座間支店	☎046(255)1155
平塚信用金庫座間支店	☎046(254)6111
平塚信用金庫相模台支店	☎042(744)1331
平塚信用金庫ひばりが丘支店	☎046(256)1110
平塚信用金庫海老名支店	☎046(231)1088
八千代銀行相武台支店	☎046(254)9111
八千代銀行南林間支店	☎046(274)7771
横浜銀行座間支店	☎046(252)1111
横浜銀行相模台支店	☎042(744)1231
横浜銀行座間駅前支店	☎046(251)5151

※横浜銀行での融資手続きは、相模大野支店で実施します。

る工事Ⅱ工事費の三分の二以内の額(融資制度) 住宅を公共下水道に接続するための排水設備工事 費用Ⅱ限度額五十万円(無利子) 046(252)8587 046(252)8684

定額給付金および子育て応援特別手当の申請書の発送を開始しました。

同封のお知らせ・記入方法をよく確認していただき、お早めに申請してください。

○申請期限 平成21年10月13日(火) 当日消印有効

●定額給付金について詳しくは 政策課定額給付金担当 ☎046(206)0127 ●子育て応援特別手当について詳しくは 子育て支援課 ☎046(252)7201